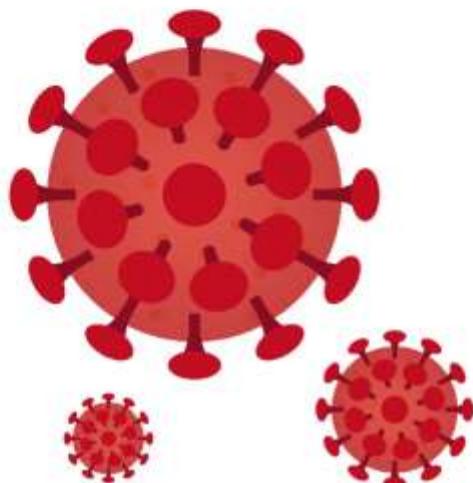


中消防署からのお知らせ



# うつらない！うつさない！

コロナウイルス



インフルエンザ



ノロウイルス



予防対策は裏面を見てね！

## 今一度確認してみて！ 感染予防のポイント



コロナウイルス、インフルエンザ対策はこれ！！



マスク



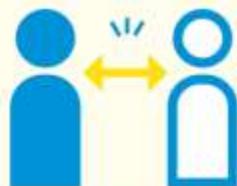
うがい



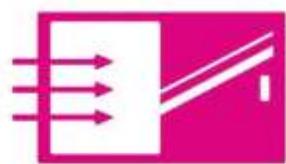
消毒



手洗い



距離



換気

ノロウイルス対策はこれ！！

もちこまない



手洗い、消毒の徹底

やっつける



しっかり加熱

ひろげない



素手でさわらない

お問い合わせ 岡山市中消防署 連絡先 086-275-1119



アンケートに  
ご協力ください



# STOP! 火災による死者!

## 設置していますか? 住宅用火災警報器!

すべての住宅に設置する義務があります!!



火災による死者の大半は、住宅火災によるもので、その多くは就寝中などにより発見が遅れる「逃げ遅れ」が原因です。

そのため、火災の早期発見に有効な「**住宅用火災警報器**」の設置が消防法で義務化されています!

## 設置していて良かった 住宅用火災警報器!

### 就寝中に警報音で目覚めた 奏功事例



夜中に子どもが、ライターで火遊びをして紙製品に着火した火災では、寝ていた母親が警報音に気付き、消火器で初期消火に成功しました。

### 出火場所以外の場所にいた居住者が警報音に気付いた 奏功事例



仏壇のろうそくに火をつけてその場を離れ、目を離している間に発生した火災では、入浴中の住人が警報音に気付き水道水で初期消火に成功しました。

### 隣人が警報音に気付いた 奏功事例



高齢者の寝たばこにより、発生した火災では、隣人が、警報音に気付き通報、駆けつけた警察官に救出されて、軽い熱傷で済みました。

その他にも住宅用火災警報器を設置していて、被害を未然または最小限にとどめたという事例が多数あります。岡山市消防局管内で発生した奏功事例は、予防課のホームページをご参照ください。

## まだ設置していない方



大切な**命・財産**を守るために  
すぐに設置をして下さい!!

消防設備取扱店、インターネット、  
ホームセンター、電気店などで購入できます。



または  の表示があるものをおすすめします！



## すでに設置している方

設置が義務付けられている場所は、**寝室と階段**です！

### 寝室 煙感知式を設置してください。

就寝に使う**すべての部屋**に設置が必要です。

※日中、「居間」などとして使用していても、夜間に就寝する部屋は含まれます。

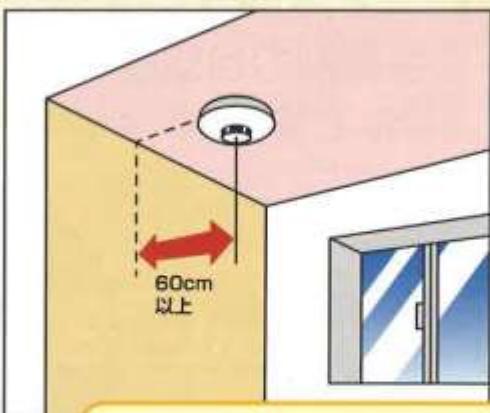
### 階段 煙感知式を設置してください。

寝室が2階以上にある場合は、階段にも設置が必要です。



※台所への設置については、任意です。

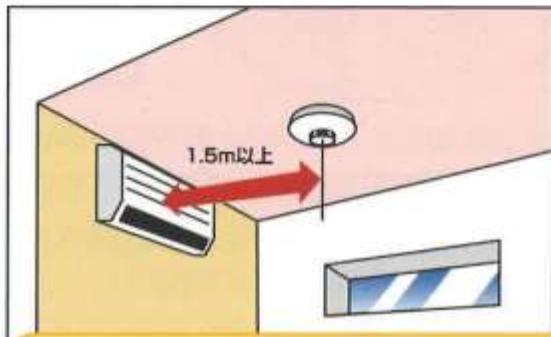
## 設置位置



住宅用火災警報器の中心が、  
壁から60cm以上離れた位置に設置

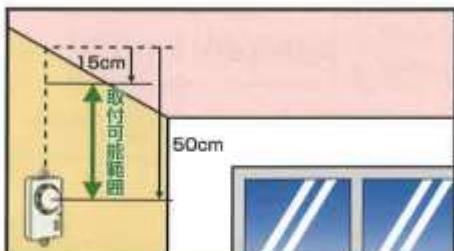


住宅用火災警報器の中心が、  
はりから60cm以上離れた位置に設置



住宅用火災警報器の中心が、換気口等の  
空気吹出し口等からおおむね1.5m以上  
離れた位置に設置

天井への設置が難しい場合は、  
壁へ設置してください。



壁に設置する場合は、天井から15~50cm以内に  
住宅用火災警報器の中心がくるようにしてください。  
(詳しくは取扱説明書をご覧ください。)

## 廃棄方法

家庭から排出されるものに限ります。※事業所からの排出物は対象外です。

岡山市

本体と電池を別にして

本体 → 小型家電として各自で回収所などへ持ち込み  
電池 → 資源化物ステーションへ（建物地域は除く）  
※+極と-極を絶縁処理してください。

詳しくは、環境局 環境事業課086-803-1321または086-803-1298まで



吉備中央町

本体ごと不燃ごみ

※電池は、できるだけ販売店のリサイクル回収へ  
詳しくは、住民課 生活環境班 0866-54-1316まで



## 今すぐ！お宅の住宅用火災警報器を確認してください!!



交換時期の目安は  
10年です！

10年を経過したものは  
交換をおすすめします。



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなるおそれがあります！ぜひこの機会に、設置してどれくらい経過しているか確認しましょう！

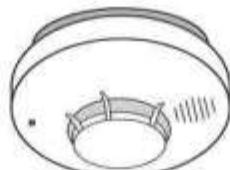
### ◎定期的に、作動確認をして音を聞きましょう！

1ヶ月に1回を目安に、ボタンを押す、またはひもを引いてみましょう。



正常な場合は、音が鳴ります。音が鳴らない場合は、電池切れか故障です。設置から、10年以上経過している場合は、本体交換をおすすめします。

### ◎新しい住宅用火災警報器に交換したら、設置年月日を記入しましょう！



記入例  
設置年月 2016年3月

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なりますので、取扱説明書を大切に保管し、必ずご確認ください。
- 作動確認など高所で作業する場合は、転倒や落下などの危険があるため、安定した足場を確保してください。

その他の疑問点などは、お気軽に下記の住宅用火災警報器相談室、各取扱説明書記載窓口または消防署までお問い合わせください。

「住宅用火災警報器相談室」

〈フリーダイヤル〉  
0120-565-911

〈受付時間〉  
平日 9時～17時  
(12時～13時の間を除く)

消防局予防課 TEL.(086)234-1199

北 消 防 署 TEL.(086)226-1119

西 消 防 署 TEL.(086)256-1119

中 消 防 署 TEL.(086)275-1119

東 消 防 署 TEL.(086)942-9119

南 消 防 署 TEL.(086)262-0119

予防課ホームページ <http://www.city.okayama.jp/shoubou/yobou/>